

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般社団法人食の安全分析センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	高度科学分析技術を活用した本県農水産業の技術支援業務	<p>研究員1名を配置し、本県産農産物等の輸出や国内競争力の強化を図るため、県等が開発した超臨界流体抽出分離質量分析技術を活用するとともに、県やその他関係機関等と連携を図りながら、輸出先国の農薬基準への対応や本県農産物の振興に資する栄養機能成分の分析技術等の研究及びこれに付帯する業務</p>	5,000,000	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、本県農産物の輸出入や競争力強化を図るために必要な残留農薬や機能性成分等の分析技術人材の育成や技術の高度化である。 同センターは、本県農業の実情に明るく、残留農薬分析技術や機能性成分分析技術についても豊富な知見を有している。このような研究体制及びノウハウを備え、本件を受託可能な組織は他になく、競争入札に適さないことから随意契約とした。</p>	農政水産部 農業普及技術課
2	みやざき食のイノベーション推進事業にかかる業務	<p>県やその他関係機関等と連携し、本県産農畜水産物の輸出や国内外における競争力の強化に必要な、残留農薬分析成分数の拡大等に関する研究及びこれに付帯する業務</p>	1,600,000	第167条の2第1項第2号	<p>本業務は、本県産農畜水産物の輸出や国内外における競争力の強化に必要な、残留農薬分析成分数の拡大等に関する研究である。 同センターは、世界最先端の超臨界流体分離質量分析計及びこの装置による高度な分析技術を有するとともに、高度な研究開発能力や豊富な知見を有している。このような研究体制及びノウハウを備え、本件を受託可能な組織は他になく、競争入札に適さないことから随意契約とした。</p>	農政水産部 農業普及技術課